

令和7年度  
税制改正に関する要望書

一般社団法人 全国自家用自動車協会  
会長 藤野 公孝

## 令和7年度税制改正についての要望

令和5年度税制改正において、エコカー減税、環境性能割、クリーンディーゼル車に対する現行の取り扱いを、燃費性能の向上を踏まえつつ現行の優遇規模を維持する形で2025年度までの見直しを実施するとのことで、生活必需品として自動車を保有しているユーザーにとって大変にありがたいことでございます。

しかしながら、観光地の人出がコロナ禍前のようになりインバウンド消費が増加し、日経平均株価がバブル景気時を超えたとはいえ、物価の高騰、円安、実質賃金の低下等が国民を直撃しております。

このような情勢下において、公共交通機関が未整備な地域においては、勤務先、商業施設、官公庁などが遠隔であり、日々の生活には家族一人に一台の自家用自動車が生活必需品となっているなど、贅沢品としてではなく、やむを得ず複数台の自動車を保有するに至っている世帯や小規模事業者にとりまして、自動車重量税、自動車税、ガソリン税等の自動車関連税の負担はあまりにも過重であります。

次のとおり、過重で複雑な自動車諸税の負担軽減を要望します。

### 要 望 事 項

#### 1 環境性能割税額確認の簡素化

自動車取得税に代わって設けられた自動車税・軽自動車税環境性能割においてその趣旨等は理解できるものの、税額の確認が複雑で、登録の都度、所轄の自動車税事務所に確認しないと正確な税額を把握することができない現状です。

自動車税種別割と同様に、税額確認ができるよう簡素化を要望します。

#### 2 自動車諸税重課措置の廃止

自動車税、重量税において、一定期間を経過した自動車を「環境負荷の大きい車」と位置づけ、一律に重課措置を講じていますが、贅沢品としてではなく生活必需品として自動車を保有し、経済的理由等から、やむを得ず経年車を所有するユーザーにとっては負担が多大了。

一定期間が経過したことのみを理由とする自動車税の重課措置の廃止又は軽減を要望します。

### 3 自動車重量税の廃止、若しくは当分の間税率から本則税率の適用へ

自動車重量税は、一般財源化されたことにより課税根拠を失っていると言わざるを得ません。

また、道路を利用した人の移動や物の運搬等による利益享受者は、直接道路を利用する自動車ユーザーだけでなく、直接的に道路を利用していない者を含む国民全体であり、自動車ユーザーのみに多大な税負担を課すことは不当であります。

とりわけ、公共交通機関が未整備で勤務先、商業施設、官公庁などが遠隔であり自動車を生活必需品として、やむを得ず複数台保有・使用する世帯等には負担が多大であります。

自動車重量税の廃止、若しくは、「当分の間税率」から「本則税率」の適用を要望します。

### 4 クリーンエネルギー自動車の取得・保有・走行段階車体課税の優遇等

クリーンエネルギー自動車の取得・保有、更には利用に至るまでの税制について、諸税の優遇・負担軽減を観点とした現制度の維持、拡充を要望します。

また、ユーザーが車両を買い換える際などに、クリーンエネルギー自動車保有が容易になるよう、クリーンエネルギー自動車購入時における自動車重量税の更なる減免拡充、保有段階での自動車税減免を要望します。

### 5 「当分の間税率」の廃止およびタックス・オン・タックスの解消

ガソリン等の燃料は自動車保有者にとって、たばこや酒などの嗜好品と異なり、人や物の移動という生命活動に直結した行為に必要な生活必需品であります。

ガソリン税の本則税率に上乘せされている「当分の間税率」の廃止と、ガソリン税に消費税が課せられているタックス・オン・タックスの解消を要望します。

### 6 営業用・自家用格差の撤廃

営業用・自家用格差は、自動車税創設時に個人所有の自動車については贅沢品としての側面を認めて設けられました。

しかしながら、生活必需品として所有している者や、事業活動の一部として物資搬送等に使用している者にとって、自家用自動車の所有は贅沢なことではありません。

また、道路損傷負担や環境損傷負担の観点からみれば、営業用自動車と自家用自動車に差異はありません。

このような現状を踏まえ、営業用自動車・自家用自動車の自動車重量税・自動車税の不均衡・不公平の是正を要望します。